

●関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律案について（2月28日三井副大臣会見参考資料）

関西国際空港（関空）及び大阪国際空港（伊丹）の設置・管理を行う新関西国際空港株式会社を設立するとともに、公共施設等運営権の設定（コンセッション）を通じた関空債務の早期かつ確実な返済を図る。

これにより、関空の我が国の国際拠点空港としての機能の再生・強化及び関空・伊丹の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要の拡大を図り、我が国の国際競争力の強化及び関西経済の活性化に寄与する。

背景・課題

<関西国際空港（関空）>

関空会社管理

[開港日] 平成6年9月4日
[滑走路] 2本 (3,500m、4,000m)
[総発着回数] (※) 10.9万回
[総旅客数] (※) 1,352万人
(※)平成21年度速報値(回転翼機を含む)

{ 国際 957万人
国内 394万人



<大阪国際空港（伊丹）>

国管理

[開港日] 昭和33年3月18日
[滑走路] 2本 (1,828m、3,000m)
[総発着回数] (※) 13.1万回
[総旅客数] (※) 1,461万人
(※)平成21年度速報値(回転翼機を含む)



- **関空については**、早期に政府補給金への依存体質から脱却し、1.3兆円を超える債務を返済することにより、**健全なバランスシートを構築すること**を目標とし、**これを通じて前向きな投資の実行、競争力・収益力の強化を行う必要がある**。
- **バランスシート改善にあたっては**、関空のキャッシュフローから生み出される事業価値のみならず、**伊丹のキャッシュフローから生み出される事業価値や不動産価値も含めてフル活用する必要がある**。
- 関空・伊丹の事業価値の最大化とキャッシュ化の手法としては、**両空港の事業運営権を一体で民間にアウトソース（いわゆるコンセッション契約）する手法を基本に**、その可能性を追求する。

法案の概要

1. 関空・伊丹の基本方針

- 国土交通大臣は、関空・伊丹の一体的かつ効率的な運営（設置・管理）を行うための基本方針を定めるものとする。

2. 新関西国際空港株式会社の設立等

- 関空・伊丹の一体的な運営を行う新関西国際空港株式会社を設立する。
- 政府は、常時、新関西国際空港株式会社の発行済株式の総数を保有する。
- 新関西国際空港株式会社の事業の範囲として、以下の事項を定める。
 - ・ 関空・伊丹の空港及び航空保安施設の設置・管理
 - ・ 関空・伊丹の空港ビル等の建設・管理
 - ・ 伊丹の環境対策 等

3. 関空土地保有会社の指定

- 関空の空港用地については、国土交通大臣が指定する関空土地保有会社が保有し、新関西国際空港株式会社に貸し付けることとする。
- 関空の空港用地の新関西国際空港株式会社への貸付料等については、国土交通大臣が認可することとする。

4. その他

(1) 協議会

- 関空・伊丹の一体的かつ効率的な運営を実施するために必要な協議を行うための協議会について定める。
(1. の基本方針策定時には、協議会の意見を聴かなければならないこととする。)
- 協議会は、新関西国際空港株式会社が主宰する。メンバーは、関空土地保有会社、伊丹の空港ビル事業者及び新関西国際空港株式会社が必要と認める者（国、関係地方自治体、経済界等の関係者）とする。

(2) PFI法の特例

- 改正PFI法において創設予定のコンセッション一般制度を関空・伊丹に活用するために必要な措置等を定める。

関西国際空港を首都圏空港と並ぶ国際拠点空港として再生・強化

(連絡先) 国土交通省航空局関西・伊丹経営統合準備室 蔭山、重田 電話：03-5253-8613(直通)